

福祉文教委員会

【政策課題の調査研究】子どもの権利に関する条例(仮称)

福祉文教委員会では調査研究項目の1つとして「子どもの権利に関する条例(仮称)」に関する調査研究を進めています。

少子化を大きな要因として人口減少が進む中で、一人ひとりの子どもの育ちを支えることは、重要な課題となっています。多様化する社会の変容に加え、コロナ禍による自粛や活動の制限、経済活動の停滞は子どもの育ちにも大きな影響を及ぼしています。また、児童虐待やいじめ問題、貧困問題はコロナ禍においてさらに深刻化していると報道されています。

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の人たちを子どもと定義し、世界のすべての子どもたちに、自らが権利を持つ主体であることを約束しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効し、日本は1994年に批准しました。

子どもの権利を守ることの重要性を認識するとともに、広く市民と共有し、行動することを目的とした「子どもの権利に関する条例」の制定は子どもの育ちを社会が守る面からも有効であるとの考えに基づき、「子どもの権利に関する条例」に関する調査研究を進めます。全国には「子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもの権利擁護に取り組んでいる自治体が50以上あります。今後、先進的な活動を進めている自治体の取組などについて調査研究を行うこととしています。



産業建設委員会

【現地調査・建設事業の発生残土受入れ地視察について】令和3年8月20日

建設工事により発生する残土の適正な管理を行うために高山市前原町に新設された受け入れ場所の現地調査を実施しました。

この場所では「数人共同施行土地改良事業」により、延べ約30万立米の発生土砂を受け入れ、嵩上げにより農地を造成することを目的としています。

現在、市内には公共残土受入れ地はなく、民間事業者による取組によってこうした場所が確保されることにより建設工事がスムーズに施工されています。

暗渠排水施設や洪水調整池が設置され適正に日常の管理が行われる施設ではありますが、場所の確保と関係者との合意形成(同意)は、数年間にわたる地道な説明や施工者との信頼関係の構築を積み重ねることによって整うものであり、身近な存在である地元業者の取組や実績が評価されなければならないものです。

高山市の公共工事で発生する残土は、著大事業では特定場所を確保する対応を検討していますが、通常の建設工事においては、現地調査した場所などで受入れされているのが実状であり、今後も、残土受入れ地の確保とその取組は極めて重要であると考えます。



残土受入れ地の現地調査



残土受入れ地